

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、また、上越市監査委員監査基準に準拠して、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和5年3月31日

上越市監査委員 大原啓資

上越市監査委員 山川とも子

上越市監査委員 山田忠晴

#### 記

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 高齢者支援課、下水道建設課
- 3 監査の着眼点 委託料等の契約事務等は適正か。  
契約事務等は適正か。  
前回監査の指摘事項に対する措置状況は適正か。
- 4 監査の実施内容 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。
- 5 監査の実施場所 監査委員事務局
- 6 監査の日程 令和5年2月1日～令和5年3月29日

7 監査の結果 調査の範囲内において、次の事項について改善の必要があると認められた。

(1) 指摘事項 1件

被監査課等	内容
高齢者支援課	<p>○老人保護措置費等</p> <p>千寿園及びケアハウス上越の指定管理業務の令和3年度の収支実績について、指定管理者からの月例報告と年間の実績報告で、利用料金収入や修繕費の額が異なっており、また、実績報告で収入に計上されていたその他収入について、指定管理者は補助金のほか寄附金収入等を計上していたが、所管課では、議会資料(事業別決算説明)において補助金のみを計上し、それ以外の収入をその他収入に含めていなかった。</p> <p>以上は、指定管理者からの報告内容を十分確認しなかったことや収入についての誤認があったことによるものであるが、決算額は、次回指定更新時の指定管理委託料算定において影響することも踏まえ、月例報告や実績報告の内容を厳正に確認し、疑義がある場合は精査した上で、決算額を把握するとともに、正確に報告するよう指定管理者を指導された。</p>

(2) 注意事項 7件

- ① 契約事務に関する事 3件
- ② 検収事務に関する事 1件
- ③ 契約・支出事務に関する事 1件
- ④ 備品管理に関する事 1件
- ⑤ 文書管理に関する事 1件

(3) 要望事項 1件

建築物及び防火設備定期点検業務委託の一括契約及び計画的な実施について